

苦小牧市まちなか交流センター条例の改正（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 令和5年7月13日 ～ 令和5年8月17日 （36日間）

意見提出人数 1人

提出意見件数 2件

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>健康と福祉のまちづくりの拠点として、まちなか交流センターを活用することはとても良いと思います。</p> <p>まちなか交流センターは、まちの中心であり、交通の結節点でもある苦小牧駅に近く、近隣に高齢者施設もあることから、利用者は若い人より高齢者の方が多いです。</p> <p>ちょっとしたカフェもありますし、中も広いので若い人から年配者まで集い、一緒に利用する事でお互い理解し合えると思います。</p>	<p>市の考えにご賛同いただきありがとうございます。多世代の方が交流できる場としてまちなか交流センターを整備していきたいと考えております。</p>	B
2	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>アートギャラリーを作る、ラウンジで演奏会をするなどほかの施設でないようなイベントや講演などを行うことで他のまちからも人が集まり、有意義な場所づくりが出来ると思います。</p>	<p>頂いたご意見は今後、事業を行う際の参考にさせていただきます。</p>	B

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見をを受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。